

制度見直しに向けた検討状況について

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和4年11月11日

① 放送ネットワークインフラの維持コストの軽減のための制度整備

- 1) 複数の地上放送事業者が小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」
- 2) マスター設備のクラウド化等に応じた安全・信頼性の確保

② 放送事業者の経営基盤を強化するための制度改正

- 1) 地上放送事業者が、複数の放送対象地域で同一の放送番組を放送することを可能とする制度の創設
- 2) 安定的な経営環境の実現のためのマスメディア集中排除原則の見直し
 - 1) 認定放送持株会社が地上基幹放送事業者を12都道府県まで支配することができる特例の緩和
 - 2) 隣接・非隣接に関わらず地上テレビ・ラジオ放送の兼営・支配を可能とする特例の創設

(参考) 検討会取りまとめにおける記載

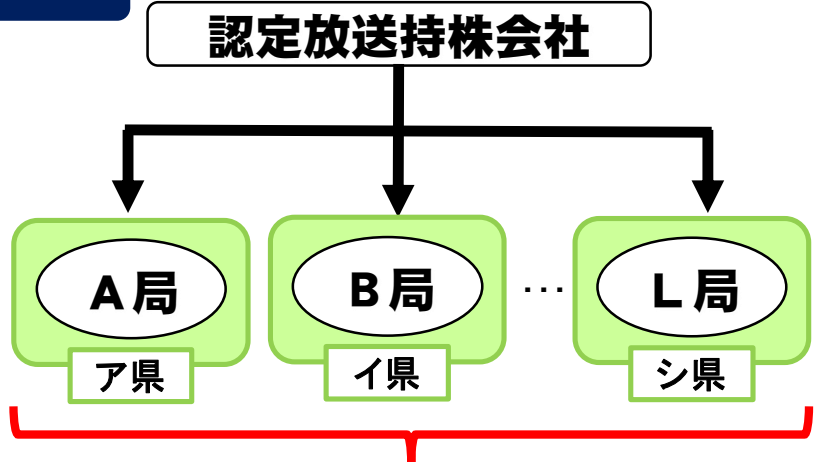
インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、マスメディア集中排除原則が、経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分もあると考えられる。

検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

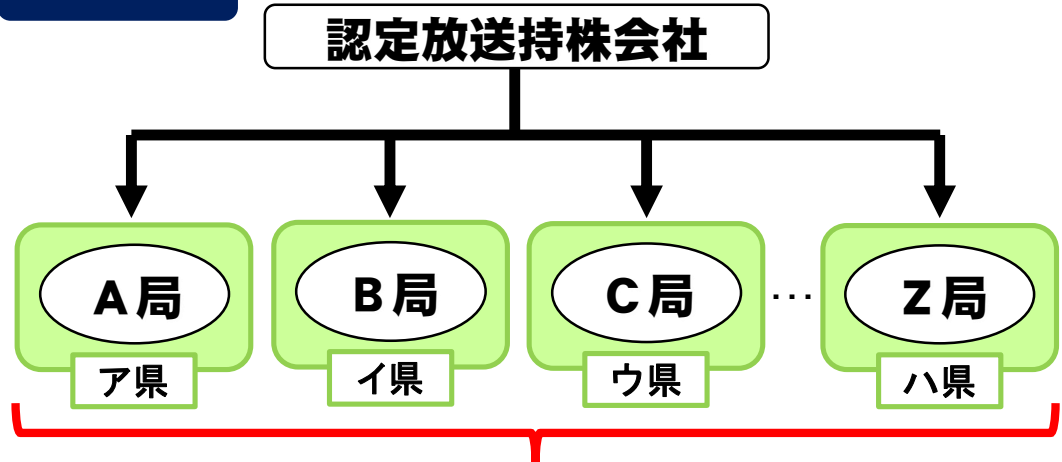
改正案概要

現状



12都道府県分まで

改正後



都道府県の数制限無し

制度の趣旨・経緯

参考1、2参照

○ 2004年7月～2006年10月

デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会（座長: 塩野宏東京大学名誉教授）

① 地デジの中継局設備等に多額の資金需要が生じてきたこと、

② 経営のより一層の効率化が必要となってきたこと

等の課題に対処するため、持株会社制度の導入について検討。併せて、放送の多元性、多様性、地域性を確保するため、持株会社が支配することができる放送事業者の数に一定の制限を設けることとし、その後の状況に応じ段階的にこの制限を緩和していくことが適当である旨取りまとめ。

○ 2007年 放送法改正（認定放送持株会社制度の導入）

2008年 マスメディア集中排除原則の省令の整備

認定放送持株会社が支配することができる地域の数の制限として、12※を規定

※内訳：7（キー局が放送する都県数）+3（系列ごとの経常赤字社数の平均）+2（今後の情勢変化見込み分）

○ 2021年11月～デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

認定放送持株会社が支配することができる地域数の制限(12都道府県まで)の廃止の要望

フジ・メディア・ホールディングスのFNS系列局への出資状況



フジ・メディア・ホールディングス

- 12地域制限対象（議決権保有1/3超）
→11地域（5社）をすでに保有

議決権保有1/2超（子会社）

フジテレビ（関東7地域）	100.0%
--------------	--------

仙台放送	72.3%
------	-------

議決権保有1/3超

NST新潟総合テレビ	33.7%
------------	-------

長野放送	44.0%
------	-------

テレビ新広島	33.5%
--------	-------

- 12地域制限対象外（1/10超～1/3以下）
→制限対象に迫る社が複数あり

議決権保有1/10超（関係会社）

北海道文化放送	21.0%
---------	-------

岩手めんこいテレビ	32.6%
-----------	-------

秋田テレビ	24.4%
-------	-------

さくらんぼテレビジョン	12.0%
-------------	-------

福島テレビ	33.3%
-------	-------

テレビ静岡	21.0%
-------	-------

関西テレビ放送	24.9%
---------	-------

山陰中央テレビジョン放送	21.6%
--------------	-------

岡山放送	23.7%
------	-------

テレビ愛媛	20.2%
-------	-------

高知さんさんテレビ	19.9%
-----------	-------

テレビ熊本	24.2%
-------	-------

沖縄テレビ放送	30.2%
---------	-------

その他（1/10以下）

富山テレビ放送

石川テレビ放送

福井テレビジョン放送

東海テレビ放送

テレビ西日本

サガテレビ

テレビ長崎

テレビ大分

テレビ宮崎

鹿児島テレビ放送

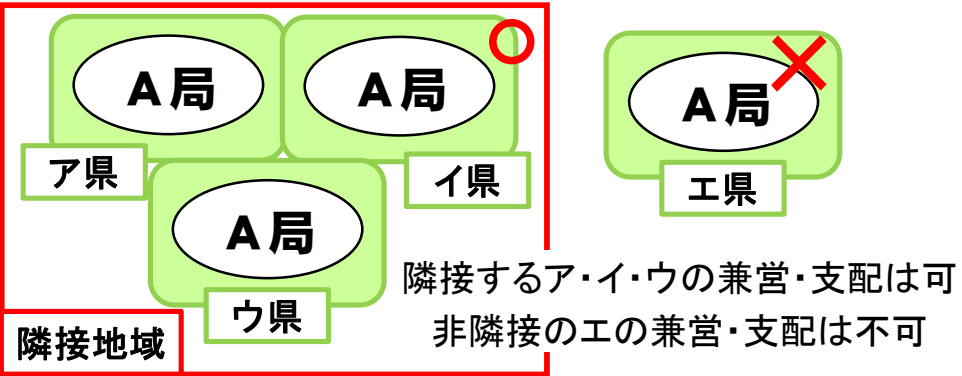
※フジネットワーク(FNS)は、各地域の独立したメディア事業会社の集合体で、番組供給、営業、報道（FNN）の相互協定で結ばれている

検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。

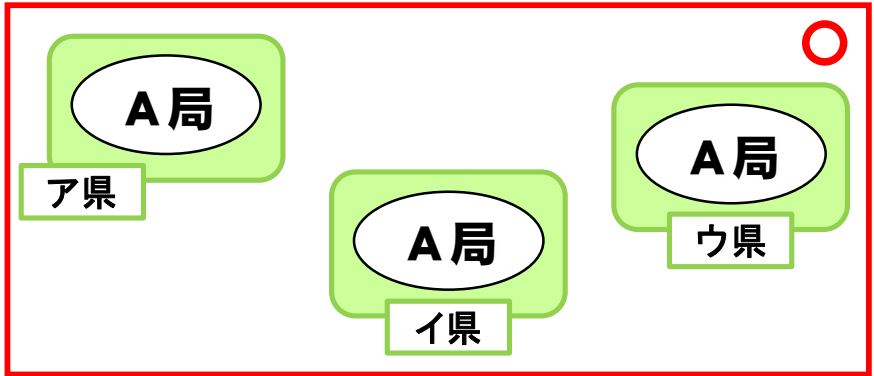
改正案概要

現状



放送対象地域が隣接している場合のみ
最大9局まで

改正後



放送対象地域が隣接しない場合でも
最大9局まで

○ 2000年5月～2003年2月

放送政策研究会（座長: 塩野宏東京大学名誉教授）

※1998年決定、2011年（東北3県は2012年）完了

ローカル局の経営環境について、地上ローカル局のデジタル化*投資負担の増大や、地上放送の広告市場のキー局一極集中傾向が見られ、ローカル局にとって厳しい経営環境となっていること等の環境変化を踏まえ、「地域性を確保しうる緩和形態であれば地域に根ざした情報発信メディアとしての更なる発展につながる可能性がある」等として「地域性を考慮した一定の条件」を満たす放送事業者間において、例えば兼営又は完全子会社化を認めるなどの大幅な緩和が妥当であり、「地域性を考慮した一定の条件」として、放送対象地域の隣接等とする旨取りまとめ。

○ 2004年 マスメディア集中排除原則の省令改正（隣接特例の創設）

放送対象地域が隣接している場合にマスメディア集中排除原則の適用除外とする規定を整備

※都道府県の隣接の地理的条件上、9局が上限

○ 2021年11月～デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

放送法の規定

(認定)

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～四 (略)

五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

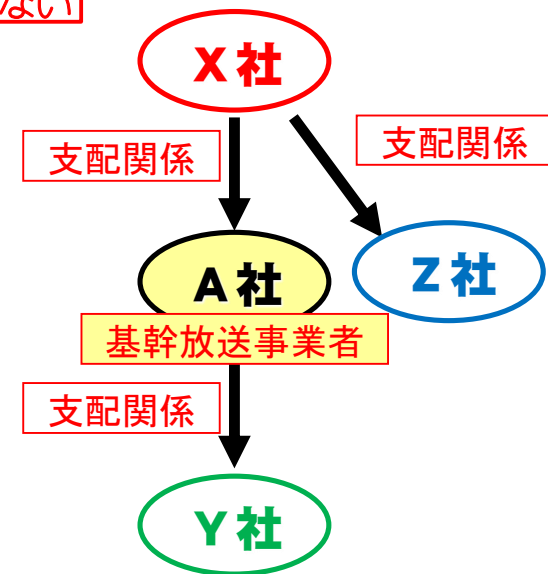
六・七 (略)

2～5 (略)

第5号の内容

右図のA社・X社・Y社・Z社は原則として基幹放送事業者になることができない

- A社が基幹放送事業者である場合において、
 - ・ 基幹放送事業者 (A社)は基幹放送事業者を兼営することができない(イ)
 - ・ 基幹放送事業者(A社)に対して支配関係を有する者 (X社)は基幹放送事業者になることができない(ロ)
 - ・ 基幹放送事業者(A社)がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者 (Y社)は基幹放送事業者になることができない(ハ前段)
 - ・ 基幹放送事業者(A社)に対して支配関係を有する者 (X社)がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者 (Z社)は基幹放送事業者になることができない(ハ後段)
- ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。(ただし書)
 - ⇒ 「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」(いわゆる「マス排」省令)



No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	デジタル時代における放送制度の在り方について	b ① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、 <u>認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃</u> 、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制(認定放送持株会社制度によらない場合)に関する、 <u>既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設</u> などについて検討し、措置する。	・令和4年7月検討・結論 ・ <u>令和4年度措置</u>	総務省